



小田急地下連立事業で出現した高さ4mの擁壁。造成地に賃貸住宅や商業施設が予定されている

## 地下鉄なのに4mの擁壁?! 税金で宅地造成してよいのか?

立面図検討なしに進められたゾーニング構想  
合意

小田急線の地下化工事が進み、上部工事の覆いを取り払われてみると、東北沢駅付近から下北沢の旧大踏切にかけて、複雑化した事業地を南側の地盤面に合わせて水平に「造成」したために、北側隣家に接して最大4mもの擁壁が出現しました。昨年11月に世田谷区と小田急電鉄との間で「ゾーニング構想」なるものがまとめられましたが、これによるとこの「造成」した土地の上は小田急電鉄が賃貸住宅や商業施設を作るゾーンとされています。4mの擁壁の上に

このような施設が建てられてしまえば、日照被害が生ずることになってしまいます。また、同地区の南側には非常時には緊急車両も通るとされる4mの通路が予定されていますが、小田急電鉄が伝えてきたところによると、南側の隣地境界にもコンクリート擁壁を作った上、さらに2mの高さの金網フェンスで遮断するとしています。地下化で南北の分断解消、と言っていたはずなのに、これでは南北の行き来ができません。このような事態が生ずることが、事業計画時に、行政や小田急から沿線の住民に説明されていたのでしょうか。最近始まった上部利用のワークショップで問題になりましたが、世

**跡地利用と関連事業の環境影響は課題山積**  
そして、この地区のみならず、機械室と称する大規模な駅施設の建設が始まっている東北沢駅付近、大規模商業施設の建設が予想される下北沢駅付近から、やはり宅地造成や商業施設利用が懸念される世田谷代田駅付近に至るまで、沿線環境が具体的にどのような

田谷区は上部利用については立面図さえ手に入れずに、上部利用のゾーニングの検討を進めてきたというのですから、あきれてしまいます。小田急線は東北沢駅、下北沢駅、世田谷代田駅が地下駅となりますが、上部利用や整地・造成のあり方については近隣住民に了解を得たものでは決してありません。

**ふたつの「ワークショップ」は形だけ**  
ところで、世田谷区は下北沢連立事業に関わる鉄道事業地跡地の利用や交差道路補助54号線、駅前広場（区画街路10号線）、周辺再開発に関して、8月26日に「北沢デザイン会議」の初会合を開催し、その後、「上部利用デザインワークショップ」と「下北沢駅周辺都市計画道路の

なるかの本当のところは、沿線住民のみならず区民には一切明らかにされていません。幸い、地下鉄事業の完成目標は5年間延期されて、平成30年（2018年）となりましたので、上部利用については、注文を付け、計画の変更を実現させる可能性はまだあります。

まもれシモキタ！通信

034

2014.11.20

まもれシモキタ！  
行政訴訟の会

〒155-0031  
世田谷区北沢 2-9-19  
植松第一ビル 201  
コモン法律事務所内

TEL: 03-5452-2015  
FAX: 03-5452-2016  
URL:  
www.shimokita-action.net

### 目次

- 1 地下鉄なのに4mの障壁?
- 2 区長は公約を守る
- 3 チャンスをドブに捨てるな
- 4 裁判レポート

整備ワークショップ」をそれぞれ別個に公募した上で実施し、平成27年2月28日には第2回目の会合にてその経過を公表し、今後の方針を示していくとした(「北沢デザイン会議通信」第一号)。

しかしながら、意見集約にとつて重要な「ワークショップ」は、限られた時間内に雇われコンサルタントが下支えしながら行われることになっており、事業がこれまで、情報隠しをされたまま、進んできた経緯とその問題点や、事業自体が抱える問題点、事業主体は誰で、責任や権限はどこにあるかなどの重要事項の説明もないままに進められています。

また参加者を限り募集も完了しており、自由参加できる状況ともなっていない。

世田谷区政は、区民・住民の間で議論されて政策がつくられていくのではなく、「諮問会議」「ワークショップ」「パブ・コメ(意見公募)」などが、区民・住民の前で繰り広げられる「スペクタクル(見世物)」となっているのではないのでしょうか。

### 世田谷区に要請行動を！

そこで、これまでの下北沢の連続立体交差事業のあり方に疑問を持つ方々、道路事業地周辺や小田急沿線で直接環境影響を受ける方々にお集まりいただき、下北沢の都市計画や「街づくり」のあり方につき、責任ある主体にものを申したい、という趣旨で呼びかけ、11月12日に初会合を持ち活発な意見が交わされました。

11月26日(水) 18時より、北沢タウンホール(11階第3・第4研修室)にて第2回目の会合を開き、最初の行動として「北沢デザイン会議」を主宰する世田谷区への要請行動を決めていく予定です。多くの方々のご参加をお待ちしております。

## この状態に、ものを申そう！

小田急線沿線の皆さんも共に声を上げるための会合を用意しました。

「下北沢地区小田急連立事業環境対策会議」を開催します

**日時** 11月26日(水) 午後18時より20時まで

**会場** 北沢タウンホール11階 第3・4研修室

呼びかけ；「まもれシモキタ！行政訴訟の会」と沿線住民

＊「まもれ！シモキタ行政訴訟の会」は下北沢を26mもの幅の幹線道路で分断する補助54号線と高層再開発の見直しを求め行政訴訟を行っている団体です。鉄道事業も道路事業の一環で行われておりますので、その見直しをも求めています。擁壁問題についても、この間、解明を進め裁判でも取り上げました。今回は杜撰な計画が明らかになり、鉄道沿線の皆様からも相談を受け、ともに新たに声を上げていきたいと考え会合を企画しました。



写真：旧東北沢3号踏切～東北沢2号踏切



# 区長は公約を守るチャンスをドブに捨てるな

## 補助54号線事業認可期限切れに対して

### 公約を守る チャンスを逃すな

補助54号線下北沢地区の一期工区の事業は遅々として進んでおらず、現在も工区内で営業中のお店が多々あります。私たち「まもれシモキタ！行政訴訟の会」は、この道路計画の違法性を指摘し、06

年9月に事業認可の差し止めを求めて提訴。翌10月に事業認可が降りてからは事業認可の取り消しを求めてきました。

保坂展人氏は、11年に私たちの要請を受けて区長選に立候補。同年4月14日には、選挙直前の極めて貴重な時間を費やして、東京地方裁判所で第20回目の口頭弁論を傍聴してくださり、4月24日にはみごと当選して区長となりました。

補助54号線に関して事業認可の申請に関

する判断は、区長の権限です。そして第一期工区の事業認可の期限は15年3月いっぱい。区長がその延伸を申請しなければ、補助54号線の計画を見直すための猶予期間が生まれません。まさに選挙の際に掲げた公約を実現するうえでの、絶好のチャンスといえるでしょう。

しかし14年10月8日、世田谷区議会の決算特別委員会、田中交通広場整備担当課長の発言から、区長が事業認可の延伸を予定していることが明らかにされました。これが撤回されなければ、区長は私たちの裏切り者と言わざるを得ない逼迫した事態です。

### 抜本的な議論なしのワークシヨップ

これと前後して世田谷区は二つのワーク

シヨップに着手しています。ひとつは小田急線の跡地に関する「上部利用デザイン・ワークシヨップ」。これは世田谷区と小田急電鉄が昨年11月に発表したゾーニング協定を前提にしているもので、関与できるのは世田谷区が担当するエリアのみで、上部利用全体の在り方について民意を取り入れるようにはなっていない。

そしてもうひとつは「下北沢駅周辺都市計画道路（補助54号線・区画街路10号線）の整備と利活用や運営に向けたワークシヨップ」。こちらは交通広場整備担当の大谷係長の発言によると「道路のしつらえについて住民の意見を聞く場であり、是非についての議論をする場ではない。道路を否定するような意見を出すことは考慮いたたく」とのこ

と。

つまりいずれのワークシヨップにおいても、計画の前提や是非に関わる抜本的な意見は、あらかじめ受け付けてもらえないような仕組みに、設定されているのです。以前から区長は、区政への区民参加や情報公開という言葉をくり返し強調してきましたが、これをもつて「下北沢の大規模再開発を巡る区民参加や情報公開」とするのなら、まるで子どもだましのようにお粗末なアリバイ作りでしかありません。

### 巨大な利権と 本当に「闘う区長」を

そもそも保坂区政の立脚点は、いったいどんなところにあるのでしょうか。

彼は国会議員だった頃から下北沢の問題に注目し、10年には「下北沢の再開発は醜悪なコミュニティ破壊」というツイートも発信しています。そして東日本大震災と原発事故直

後に行なわれた11年の世田谷区長選において、彼が下北沢の王将前で放った選挙戦の街頭演説第一声は「区長は都知事の間管理職ではない」というものでした。

それならば補助54号線の事業認可の延伸を、東京都の意向に沿うように唯々諾々と申請することは、彼自身の政治家としてのキャリアを抹殺するのと同じではないでしょうか？

再開発や都市計画には、莫大な資本の動きが伴うため、官僚や政治家はその利権を巡って、さまざまなプレッシャーを被ることがあることを、私たちは裁判を通じて痛感してきました。保坂氏もそうした苦闘を強いられる立場なのかも知れません。しかし最低限のスジさえも通すことができないければ、その言説への信頼の失墜は、修復できなくなってしまう。



保坂展人\*  
@hosakanobuto



下北沢「再開発」は、石原都政と小泉改革の醜悪なコミュニティ破壊だと思います。下北沢を巨道路で分断。高層ビルを建てるための条件がそろえば、実は道路はわずかな距離だけ。短い帯のような幅広い道路は、高層ビル建設を可能にする仕掛け。こんな計画に道路特定財源が投入。スズナリも道路予定地。

2010-05-19 11:32 (2年半以上前) 埋め込み用HTML

q下北沢

ます。保坂氏は12年に「闘う区長」という著書を出版しています。が、私たちは、「巨大な利権のプレッシャーに屈せず本当に闘う区長」に区政を担って欲しいと切望しています。

## 巨大コンクリート擁壁について法廷でも追及

地下化したはずの小田急線跡地の異常な利用方法を指摘

平成26年9月25日、補助54号線等、下北沢道路事業認可取消の第33回口頭弁論が東京地方裁判所103号大法廷で行われた。

今回の裁判では、地下化されたはずの小田急線で、地下から巨大な構築物がコンクリート擁壁となつて出現、隣接している民家の目の前に立ちわだかつている事実を指摘、事業認可申請書資料にも見当たらず、その説明会に於いても、こうした地上構築物が建設される事は、関係住民にも全く説明がないまま工事が行われている。地上構築物を建設するには、環境評価、側道の設置の必要性の検討、関係住民に対する説明等が求められるが、隣接住民によれば、こうした説明は一切行われていない。「まもれシモキタ！訴訟の会」では、この裁

判を通じて、事業主体である東京都等に、再三にわたり複々線工事の建設・設計図の提出を求めてきたが、これまでの提出資料ではともこの巨大コンクリート擁壁が建設されると読み取れる資料は開示されていない。

そこで、被告国また被告かつ事業主体でもある都に対し本件事業区間の設計図(当然コンクリート擁壁が分かるもの)を証拠として提出するよう求めた。

裁判長は、結審を急ぐ為か、今回は珍しく明確に、この求釈明に対し被告に設計図の提出を促した。我々も、いたずらに長期間裁判を望むものではない。しかし国、東京都の隠ぺい体質と住民に対し説明の無いまま強行に都市開発を行う姿勢が招いた結果であり、行政には強く反省を促し、速やかな資料の開示を求めるものである。(準備書面54をご参照ください)

都市計画決定時の積み重なる違法

準備書面53では補助54号線に関する東京都の主張、つまり「旧都市計画法下で行われた①昭和21年都市計画決定②昭和22年変更は戦災復興院総裁により、③昭和25年変更④昭和36年変更⑤昭和39年変更⑥昭和41年変更は建設大臣により決定された」との主張に対し我々は以下主張した。

1・主務大臣の決定ではない

旧都市計画法3条では「都市計画、都市計画事業及び毎年執行すべき都市計画事業は都市計画審議会の議を経て主務大臣これを決定し内閣の認可をうけるべし」と規定されている。

戦災復興院は「内閣総理大臣の下事務を取る」役割を担っており、また総裁は主務大臣でなく民間人が起用されている。前記①、②は主務大臣ではない民間人総裁による決定

であり、明白に都市計画法に違反している。

2・内閣の認可がない

上記①⑥決定はいずれも「内閣の認可」を欠いており、これも明白な都市計画法違反であると改めて主張した。また昭和44年新たに都市計画法が施行され、補助54号線に関し平成15年1月新法下で変更が行われたが、過去に違法のまま決定された都市計画は違法であると主張した。

なお、斎藤弁護団長は今回の裁判の中で「本裁判で問題となっている(しかも被告国等が持ち出してきた)戦時特例は憲法問題と深く関わっている。一体この戦時特例はいつまで有効だったのか。終戦直後の都市計画は行政により戦後復興院が設立されて進められた。しかし基本法である旧都市計画法とは整合性が無い。いわば行政が好き勝手に行ったともいえる時代だ。こうした歴史的事実を十分認識すべきである」と述べている。

## 「下北沢で生きる」DVD 発売のお知らせ

10月の「SHIMOKITA VOICE」で上映された映画『下北沢で生きる(SHIMOKITA 2003 TO 2014)』を一般向けに販売することになりました。“街と文化を通して下北沢の再開発を考えるプロジェクト”として2007年にスタートしたイベントが理解できる内容です。この下北沢でどのような再開発が行なわれようとしているのかも解説されており、裁判も理解していただける約90分の作品。価格は1500円+税。(DVD-Rでの製作ですのでご了承ください) また販売にご協力いただける方も求めています。

お求め・お問合せは「下北沢商業者協議会」まで  
〒155-0032 世田谷区代沢2-20-18 BIGTORY 内  
03-6419-6261 MAIL: bigtory@mba.ocn.ne.jp  
郵便振替 00140-6-594192

## 第34回 口頭弁論のお知らせ

日時: 12月11日(木) 15:30~  
場所: 東京地方裁判所 103号大法廷  
交通: 東京メトロ丸の内線日比谷駅

千代田線 霞ヶ関駅 A1出口から徒歩1分  
有楽町線 桜田門駅 5番出口から徒歩5分

大法廷を傍聴人で一杯にし、この訴訟への関心の高さを裁判官にアピールすることが重要です。皆様、是非ご参加下さい。法廷終了後に、弁護士会館で裁判の内容について弁護団から解説を受けるとともに、質疑応答・意見交換も行います。

裁判の経緯・過去の裁判資料はウェブで公開しています↓  
<http://www.shimokita-action.net/archive/>